「居宅介護支援及び介護予防支援における

令和6年度介護報酬改定による影響等に関する調査研究事業」

調査票記入要領

【介護予防支援事業所用】

- ・ この調査票は、<u>事業所の管理者等、事業所の全体の状況についてご存じの方</u>が記入してください。【各事業所で1部】
- ・ 特に示してあるもの以外は、令和7年10月1日現在の状況について記入してください。
- ・ 実数記入欄で、該当がない場合は、空欄とせず必ず「0」と記入してください。
- ご回答いただいた調査票は下記のサイトにアップロードしてください。

【調査票提出用 Web サイ<u>ト】https://en._surece.co._jp/r7-cm-y/</u>

問3 職員について(令和7年10月1日現在)

3 職員について(令 和7年10月1日現 在) 有給・無給を問わず、10月1日現在、事業所に在籍する職員数について、常勤・非常 勤別に記入してください。

職員数には、10月1日の新規採用者及び休暇中の者(産前・産後休暇を含む)、欠勤者、育児休業の代替職員は含みますが、10月1日に退職した者及び休職・休業中(育児休業・介護休業)の者は含みません。

従事者に	新規採用者、休暇中の者(産前・産後休暇を含む)、欠勤者、育児休業
含む者	の代替職員、派遣職員、出向職員、家族従事者
従事者に	退職した者、休職・休業中(育児休業・介護休業)の者、業務請負の労
含まない者	働者、ボランティア

常勤

貴事業所が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数(以下「事業所の勤務時間数」という)の全てを勤務している者をいいます。事業所の勤務時間数の全てを勤務しているパートタイマーはここに含みます。

非常勤

常勤者以外の従事者(他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束を伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等)といいます。

【換算人員の計算式】

職員の1週間の勤務時間

事業所が定めている1週間の勤務時間

※1 か月に数回の勤務である場合

職員の1か月の勤務時間

事業所が定めている 1 週間の勤務時間×4 (週)

★換算人員の記入例

- 1週間の勤務時間を40時間と定めている事業所の場合
- ○常勤者の兼務

居宅介護支援と通所介護を兼務する介護支援専門員で、1 週間のうち居宅介護支援 に 25 時間、通所介護に 15 時間勤務する場合。

・介護支援専門員(常勤・併設事業所と兼務・換算人員)

○非常勤者の専従

週2日(各日3時間)勤務の非常勤介護支援専門員が1人と、週3日(各日5時間)勤務の非常勤介護支援専門員が1人いる場合。

(3 時間 $\times 2$ 日 $\times 1$ 人) + (5 時間 $\times 3$ 日 $\times 1$ 人) =0.525 \rightarrow 0.5 人

問6 介護予防支援事業所職員個別の属性等(令和7年10月1日現在)

保有資格

保有している資格の番号を記載ください。

4 資格以上を保有している場合は、4 種類目以降は「その他」欄に番号を記載してください。

「居宅介護支援及び介護予防支援における 令和6年度介護報酬改定による影響等に関する調査研究事業」事務局

株式会社 三菱総合研究所 医療·介護 DX 本部

電話: 0120-735-132 (平日(土日・休日を除く)9:30~17:30)

E-Mail: r7-cm-a@surece.co.jp

以上